



平成28年7月28日  
福祉保健局

**都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業  
地域密着型特別養護老人ホーム等整備・運営事業者を決定！**  
～ 平成29年度開設予定 ～

東京都では、用地確保が困難な都市部における、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備を促進しています。

その一環として、世田谷区内の都有地について、低廉な価格で貸し付けて整備・運営する事業者を今年1月に公募していましたが、このたびその事業者を決定したのでお知らせいたします。

- 1 借受者 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- 2 貸付予定地
  - ・ 所在地(地番) 東京都世田谷区上北沢一丁目818番8
  - ・ 敷地面積 約790㎡(契約締結時に確定)
- 3 提案概要 (施設規模等)
  - ・ 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型:定員29人)
  - ・ 訪問看護事業所
  - ・ 居宅介護支援事業所
- 4 貸付期間 50年(定期借地権設定契約)
- 5 選定方法 都有地等利用事業者選定審査会において、適格性を審査
- 6 応募状況 応募者数 1法人
- 7 今後の予定 施設整備費補助内示後、貸付契約を締結

**「東京都長期ビジョン」事業**

本件は、「東京都長期ビジョン」における、以下の都市戦略・政策指針に係る事業です。  
都市戦略5 「福祉先進都市の実現」  
政策指針12 「高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現」

**【問合せ先】**

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課  
電話：03-5320-4225(直通)

## 借受者の法人及び提案内容の概要

### (1) 法人の概要

|            |   |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
|------------|---|-----------|------|---------|------|---------|------|---------|------|-----------|------|------------|------|
| 法人名        | 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団   |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 理事長        | 古閑 学  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 所在地        | 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 設立年月       | 平成6年9月  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 主な運営施設     | <table> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>2 施設</td> </tr> <tr> <td>通所介護事業所</td> <td>6 箇所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護事業所</td> <td>5 箇所</td> </tr> <tr> <td>訪問介護事業所</td> <td>2 箇所</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援事業所</td> <td>4 箇所</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>5 箇所</td> </tr> </table> | 特別養護老人ホーム | 2 施設 | 通所介護事業所 | 6 箇所 | 訪問看護事業所 | 5 箇所 | 訪問介護事業所 | 2 箇所 | 居宅介護支援事業所 | 4 箇所 | 地域包括支援センター | 5 箇所 |
| 特別養護老人ホーム  | 2 施設  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 通所介護事業所    | 6 箇所  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 訪問看護事業所    | 5 箇所  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 訪問介護事業所    | 2 箇所  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 居宅介護支援事業所  | 4 箇所  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |
| 地域包括支援センター | 5 箇所  |           |      |         |      |         |      |         |      |           |      |            |      |

### (2) 提案内容の概要(審査のポイント)

|          |   |
|----------|---|
| 組織運営の適格性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われている。</li> <li>○ 世田谷区内を基盤に、特別養護老人ホーム、通所介護事業所等の介護サービスから介護人材育成まで豊富な運営実績がある。</li> </ul>                   |
| 財政運営の安定性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設整備資金のほかに、事業開始当初の運営資金が確保されている。</li> <li>○ 有利子負債はなく、財務状況等は健全である。</li> </ul>  |
| 事業運営の確実性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人が運営する他施設と入居者同士の交流、職員研修、緊急時対応等、あらゆる場面で連携・バックアップ体制をとる計画となっている。</li> <li>○ 法令に基づく施設基準その他の要件を満たしている。</li> </ul>                      |
| 事業計画の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の配置等、地域住民に配慮した計画となっている。</li> <li>○ 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されている。</li> <li>○ 地域との交流・連携について、積極的な計画が提案されている。</li> </ul> |
| 総評       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画や過去の実績等から、適正・適格な事業者であり、長期にわたって安定した事業運営と質の高いサービス提供が期待できる。</li> </ul>  |